

子育て支援ヘルパーが家事・育児をお手伝いします

1. 対象者・利用回数など

①出産後、援助してくれる人がおらず、家事・育児のお手伝いが必要な家庭。

⇒産婦さんまたは赤ちゃんの退院後3か月まで、15回以内。

多胎出産の場合は、退院後1年まで、40回以内。(ヘルパー2人派遣も可。要相談。調整がつかない場合があります。)

②妊娠に伴う疾病により、医師から安静が必要と診断された妊婦さんのいる家庭。

⇒医師の診断を受けてから安定するまでの間で、7回以内。

1日1回まで、平日午前8時～午後5時の間(連続する2時間以内)です。



2. お手伝いの内容

家事のお手伝い：掃除・洗濯・食事作り・買い物など、日常の家事援助

(日常的に行わないワックスかけ、窓ふき、草むしりなどはできません。)

育児のお手伝い：新生児に関すること(沐浴・オムツ交換・授乳など)

上のお子さんに関すること(園の送りまたは迎え/要相談)

3. 利用料金・キャンセル料金

	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
単胎/妊娠中利用	1,250円/回	無料	無料
多胎(1人派遣)	1,250円/回	無料	無料
多胎(2人派遣)	1,750円/回	無料	無料
キャンセル料 (2人派遣)	1,250円/回 (1,750円/回)	1,250円/回 (1,750円/回)	1,250円/回 (1,750円/回)

*お支払いは、利用料金×利用回数分を、ヘルパー事業所に直接お支払いください。

4. 申請方法

産後の利用：妊娠8か月以降に、e-kanagawa 横須賀、またはこども家庭支援課か健康福祉センターで申請できます。

妊娠中の利用：こども家庭支援課にお電話ください。

こども家庭支援課	小川町16 はぐくみかん5階	TEL 822-8933
中央健康福祉センター	西逸見町1-38-11	TEL 824-7632
北健康福祉センター	船越町6-77	TEL 861-4118
南健康福祉センター	久里浜6-14-2	TEL 836-1511
西健康福祉センター	長坂1-2-2	TEL 856-0719

e-kanagawa 横須賀



5. 申請後の流れ

申請受理後、おおむね10日以内にヘルパー事業所から申請された方に連絡が入ります。また、こども家庭支援課から利用決定通知書を送付します。

支援内容や日時等、具体的なことを直接ヘルパー事業所と調整していただきます。

子育て支援ヘルパー派遣サービス申請書兼同意書

ver.2

年 月 日

(あて先)横須賀市長

申請者(氏名)

対象者(産婦)	住所	〒 ー 横須賀市			
	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日(歳)	
	申請者 との続柄		電 話		
緊急時の連絡先	※対象者(産婦)以外で、日中に連絡の繋がる番号を記入してください。 電話 氏名 (続柄:)				
訪問者の駐車 スペース	☐ なし ☐ あり (場所:)		※訪問先が上記住所と異なる場合は、記入してください。 (住所) (電話)		
申請理由	☐ 手伝ってくれる人がいない ☐ 同居の家族はいるが就労などで手伝えない状況 ☐ その他()				
サービス内容 の希望	家事に関すること〔 ☐ 掃除 ☐ 洗濯 ☐ 調理 ☐ 買い物 ☐ その他()〕 育児に関すること〔 ☐ 沐浴 ☐ 上の子の世話 ☐ 送り ☐ 迎え ☐ その他()〕				
対象者の予定	月 日 出産(予定) 退院日が確定している場合は記入してください(月 日 退院)		赤ちゃんは 単胎・多胎 どちらかに○をつけてください		
希望する期間	☐ 退院後すぐ ☐ 退院後1～2週間から ☐ 退院後1か月くらいから ☐ その他()		希望する 利用頻度	☐ 週1回 ☐ 週2回 ☐ 週3回 ☐ その他()	
☐ 以前利用したことがある(事業所名:)・ ☐ 利用したことがない					
同居家族	続柄	氏名(ふりがな)	生年月日	職業/所属	備考
			年 月 日生(歳)		
			年 月 日生(歳)		
			年 月 日生(歳)		
			年 月 日生(歳)		
			年 月 日生(歳)		
同意書	(1)申請書に記入された内容は、委託事業所と情報共有します。(子育て支援ヘルパー派遣サービス以外の目的で委託事業所が個人情報を利用することはありません。) (2)利用決定に必要な市税等に関する調査を市が行います。 (3)必要時、委託事業所と市の関係機関が利用状況等について情報共有することがあります。				
☐ 同意する					

※サービスの提供はヘルパー事業所と調整して行いますが、内容や時間などご希望に添えない場合もあります。